

# 笛吹 畑かんだより

令和7年4月発行



令和6年11月26日 地区管理責任者会議

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 1 表紙                 | 5 総務課からのお知らせ        |
| 2 理事長あいさつ            | 6 管理課からのお知らせ        |
| 全国水土里ネット会長会議顧問あいさつ   | 7 維持管理協定／配水計画       |
| 3 令和5年度決算報告          | 8 笛吹川源流まつり参加／リーフレット |
| 4 令和6年度通常総代会／令和7年度予算 | 事務局長の就退任／職員募集       |

## 理事長あいさつ



理事長 高木晴雄  
(山梨市長)

組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
また、日頃より土地改良区の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

昨年は能登半島地震をはじめ、全国各地で災害が発生しました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早く日常生活を取り戻せるようお祈り申し上げます。

また、八潮市の下水道管に起因する道路陥没事故においては、埋設管の老朽化に伴う危険性を再認識し、その対策の必要性、緊急性を改めて感じたところであります。

さて、土地改良区が管理します畠かん施設は設置後、長いところで50年以上が経過し、老朽化の影響が顕在化してきております。国営造成施設は国により令和3年度までに機能保全工事を完了しましたが、付帯する県営造成施設につきましては抜本的な対策は未だ未着手であります。施設の故障も年々増加していることから、早期に機能保全事業に着手できるよう、県や関係市町の協力を得ながら今年度から調査に入る予定であります。

続いて女性理事の登用についてです。土地改良区は未だ男性中心の組織といわれていますが、ジェンダー平等は人類共通課題であり、男女共同参画基本計画においても、土地改良区の成果目標を数値で示されたことから、進めなければならない課題となっております。

また、あわせて理事・総代の定数の変更についても、今後総務委員会で審議をいただき理事会・総代会に図りたいと考えております。

最後に物価の高騰は未だに継続しており、土地改良区が扱う資材も軒並み値上がりしています。土地改良区としても日頃より経費節減に努めておりますが、維持管理業務を適正に行い皆様方のご要望に応えるため、本年度も賦課金をやむなく値上げさせていただきました。何卒ご理解をお願いいたします。

課題はありますが、日本一の果樹産地を支える施設として、施設を長寿命化していくことが土地改良区としての役割であり使命と感じて業務に取り組んでまいります。

結びに、今後も土地改良区役職員一同、施設の管理・運営に万全を期すとともに、各種事業の実施に向けた調整や、新しい課題にも積極的に取り組んでまいりますので、組合員の皆様のより一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

## 全国水土里ネット会長会議顧問あいさつ



全国水土里ネット会長会議顧問  
宮崎雅夫  
(参議院議員)

笛吹川沿岸土地改良区の高木理事長をはじめ組合員や関係者の皆様におかれましては、日頃より本地域農業の発展や農山村の活性化に向け、土地改良事業の円滑な推進や施設の適切な管理にご尽力いただいておりますことに心から敬意を表します。

本地域においては、笛吹川の畠地かんがい水で育ったブドウやモモなどを中心に、扇状地の条件に適応し効率的に利用する独特的な土地利用を行うことで果実の高品質化・高付加価値化を進めることにより、収益性の高い農業経営を実現されておられます。令和4年7月には、これらの優れた果樹農業システムが世界農業遺産に認定され、その維持・保全活動を継続されるなど、全国でも有数の果樹産地であると思っております。

笛吹川沿岸地区の農業水利施設は、国営事業により基幹的な施設、あわせて県営事業により散水施設や防除施設が整備されました。また、国営施設機能保全事業により施設の長寿命化が図られておりますが、貴土地改良区においては、半世紀を超えてこれら施設を適切に維持・管理されておられることに重ねて敬意を表します。

昨年、四半世紀ぶりに改正した「食料・農業・農村基本法」において、土地改良では「整備」に加え「保全」を新しい柱として位置付けました。その実現のため、今回改正の土地改良法には、老朽化した施設の計画的な更新や土地改良区の運営・体制の強化を図る等が盛り込まれています。

こうした中で、本地域がこれからも優良果樹生産地として維持され、高品質で安定的な生産を続けていただけけるよう、私も皆様のご意見やご要望をお伺いしながら、お手伝いさせていただきます。今年は私にとっても節目の年になります。引き続き、皆様のお力を借りて国政の場で頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

結びに、笛吹川沿岸土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様ならびに関係者やご家族のご健勝を祈念申し上げ、挨拶といたします。

# 令和5年度 一般会計・各種特別会計決算報告

## ◆ 収支決算書総括表

(単位:円)

### 収入

科目	一般会計	太陽光発電事業 特別会計	国営笛吹川沿岸太陽 光発電事業特別会計	内部取引消去	合計
土地改良事業収入	393,247,211	0	0	0	393,247,211
附帯事業収入	0	0	0	0	0
発電事業収入	0	15,473,524	7,651,571	0	23,125,095
特定資産運用収入	30,566	0	0	0	30,566
補助金等収入	118,892,742	0	0	0	118,892,742
交付金収入	44,550,000	0	0	0	44,550,000
寄附金収入	37,238	0	0	0	37,238
業務受託料収入	328,350	0	0	0	328,350
雑収入	1,929,247	0	0	0	1,929,247
特定資産取崩収入	2,376,370	0	0	0	2,376,370
固定資産売却収入	0	0	0	0	0
他会計繰入金	12,996,815	0	0	△ 12,996,815	0
繰越金	79,120,720	0	0	0	79,120,720
収入合計	653,509,259	15,473,524	7,651,571	△ 12,996,815	663,637,539

### 支出

科目	一般会計	太陽光発電事業 特別会計	国営笛吹川沿岸太陽 光発電事業特別会計	内部取引消去	合計
土地改良事業費支出	361,983,411	0	0	0	361,983,411
発電事業費	0	487,432	325,248	0	812,680
一般管理費支出	88,259,344	1,261,700	625,900	0	90,146,944
借入金返済支出	151,393,661	0	0	0	151,393,661
支払利息	220,342	0	0	0	220,342
固定資産取得支出	1,679,250	0	0	0	1,679,250
特定資産積立支出	8,061,222	5,148,000	2,280,000	0	15,489,222
他会計繰出額	0	8,576,392	4,420,423	△ 12,996,815	0
補償金預り金支出	0	0	0	0	0
繰越金	41,912,029	0	0	0	41,912,029
予備費	0	0	0	0	0
支出合計	653,509,259	15,473,524	7,651,571	△ 12,996,815	663,637,539

## ◆ 貸借対照表総括表 令和6年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額
<b>I 資産の部</b>	
<b>1 流動資産</b>	
現金及び預金	37,981,644
未収賦課金等	2,653,473
売電未収金	1,877,989
その他未収金	49,257,549
<b>流動資産合計</b>	<b>91,770,655</b>
<b>2 固定資産</b>	
(1) 基本財産	0
<b>基本財産合計</b>	<b>0</b>
(2) 特定資産	
所有土地改良施設	504,606,255
土地改良施設用地等	59,853,362
受託土地改良施設使用収益権	42,198,373
財政調整積立資産	215,833,596
職員退職給付引当積立資産	123,050,566
転用決済金積立資産	45,544,127
減債積立資産	147,493,564
建物等更新積立資産	1,600,000
建設改良積立資産	15,514,000
未処理用地補償金	23,694,653
<b>特定資産合計</b>	<b>1,179,388,496</b>
(3) その他固定資産	
車両運搬具	2,496,869
器具 備品	904,296
適正化事業拠出金	18,900,000
長期未収賦課金等	12,001,616
出資金	53,000
<b>その他固定資産合計</b>	<b>34,355,781</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>1,213,744,277</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,305,514,932</b>

科目	金額
<b>II 負債の部</b>	
<b>1 流動負債</b>	
未払金	45,862,993
前受金	18,197,387
預り金	1,342,160
賞与引当金	7,483,702
短期借入金	103,605,772
適正化事業拠出金短期未払金	3,150,000
<b>流動負債合計</b>	<b>179,642,014</b>
<b>2 固定負債</b>	
その他の長期借入金	1,163,795,243
適正化事業拠出金長期未払金	960,000
職員退職給付引当金	121,743,229
役員退任慰労引当金	1,178,504
その他固定負債	23,694,653
<b>固定負債合計</b>	<b>1,311,371,629</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,491,013,643</b>
<b>III 正味財産の部</b>	
<b>1 指定正味財産</b>	
受取補助金等	43,494,706
所有土地改良施設受贈益	306,270,429
土地改良施設用地等受贈益	59,853,362
<b>指定正味財産合計</b>	<b>409,618,497</b>
(うち基本財産への充当額)	0
(うち特定資産への充当額)	409,618,497
<b>2 一般正味財産</b>	
<b>一般正味財産合計</b>	<b>△ 595,117,208</b>
(うち基本財産への充当額)	0
(うち特定資産への充当額)	623,024,780
<b>正味財産合計</b>	<b>△ 185,498,711</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>1,305,514,932</b>

# 令和6年度 通常総代会開催

令和7年3月14日、山梨市民会館「303会議室」において、通常総代会を開催いたしました。議長には笛吹市の宮川孝総代を選任し、議事については6議案が審議され、令和6年度諸会計補正予算、令和7年度諸会計予算等、全議案が原案どおり可決されました。



## 令和7年度 賦課金の徴収期日

1期賦課金（経常賦課金）令和7年 6月25日(水)

2期賦課金（特別賦課金）令和7年11月25日(火)

## ◆令和7年度 収支予算書総括表

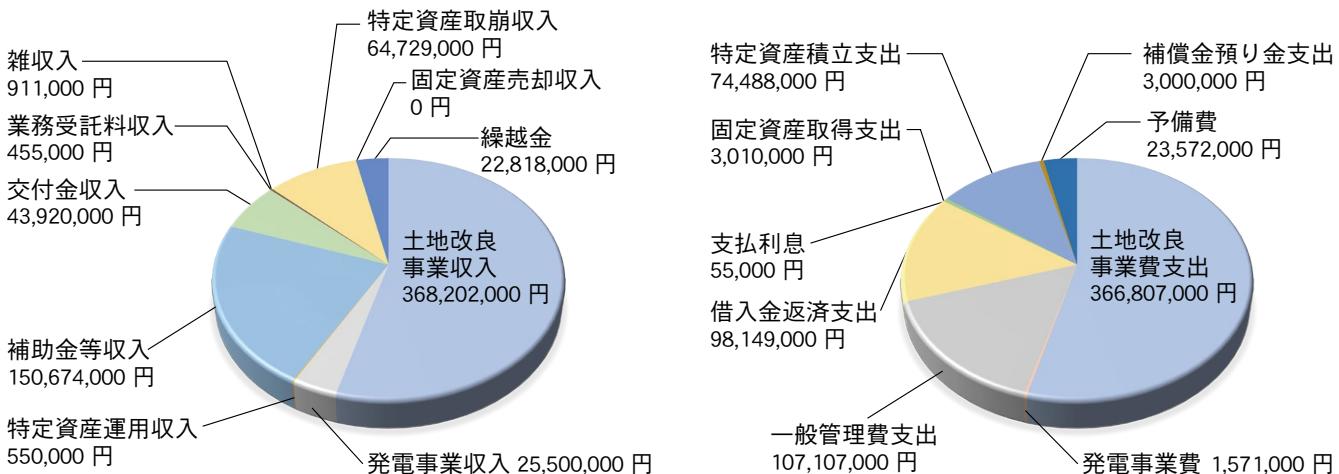
(単位：円)

### 収入

科 目	一般会計	太陽光発電事業 特 別 会 計	国営笛吹川沿岸太陽 光発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業収入	368,202,000	0	0	0	368,202,000
附帯事業収入	0	0	0	0	0
発電事業収入	0	17,000,000	8,500,000	0	25,500,000
特定資産運用収入	550,000	0	0	0	550,000
補助金等収入	150,674,000	0	0	0	150,674,000
交付金収入	43,920,000	0	0	0	43,920,000
寄附金収入	0	0	0	0	0
業務受託料収入	455,000	0	0	0	455,000
雑収入	911,000	0	0	0	911,000
特定資産取崩収入	64,729,000	0	0	0	64,729,000
固定資産売却収入	0	0	0	0	0
他会計繰入金	11,600,000	0	0	△ 11,600,000	0
繰越金	22,818,000	0	0	0	22,818,000
収入合計	663,859,000	17,000,000	8,500,000	△ 11,600,000	677,759,000

### 支出

科 目	一般会計	太陽光発電事業 特 別 会 計	国営笛吹川沿岸太陽 光発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業費支出	366,807,000	0	0	0	366,807,000
発電事業費	0	887,000	684,000	0	1,571,000
一般管理費支出	104,987,000	1,410,000	710,000	0	107,107,000
借入金返済支出	98,149,000	0	0	0	98,149,000
支払利息	55,000	0	0	0	55,000
固定資産取得支出	3,010,000	0	0	0	3,010,000
特定資産積立支出	67,060,000	5,148,000	2,280,000	0	74,488,000
他会計繰出額	0	7,800,000	3,800,000	△ 11,600,000	0
補償金預り金支出	3,000,000	0	0	0	3,000,000
繰越金	0	0	0	0	0
予備費	20,791,000	1,755,000	1,026,000	0	23,572,000
支出合計	663,859,000	17,000,000	8,500,000	△ 11,600,000	677,759,000



収入総額 677,759,000 円

支出総額 677,759,000 円

▶組合員の皆様へ！こんなときは届け出が必要です！

◆名義等の変更（土地改良法第43条）

※土地改良区へ組合員資格得喪通知書の提出が義務付けられています。

- 組合員の死亡等による農地の相続
- 経営移譲
- 農地の売買、贈与等による所有権の移転
- 組合員の住所を変更

電話での変更はできません！  
ホームページでも、各種用紙が  
ダウンロード出来ます。

◆権利義務の継承（土地改良法第42条）

土地改良法第42条の規定に基づき新資格者が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合には滞納金も継承することになりますので、土地の移転手続きの際には、必ず清算を行って下さい。

◆受益地を農地以外に転用する場合（土地改良法第42条第2項）

受益地区除外申請の届け出並びに転用決済金の納入が必要となります。

また、畠かん受益地区から除外する場合は、他の加入者の利用を妨げないための工事が必要となり、畠かん施設の移設・改築を行うため、協議書の提出が必要となります。

※公共事業による転用の場合は、事業主体が届け出るのか？加入者が届け出るのか？

事業主体との協議が必要となります。

- 宅地・駐車場・店舗等へ転用
- 公共用地（道路等）へ転用

畠かん施設の移設・改築の費用については、原因者負担となります。

また、共有施設についても、農振農用地の除外要件（土地改良施設の機能に支障を及ぼさないこと）により原則原因者負担となりますが、転用目的が個人住宅建設については、土地改良区負担とします。

重要

賦課金領収証書の発行廃止のお知らせ

これまで土地改良区の賦課金を納入された組合員全員に領収証書を発行していましたが、近年行政機関等でも発行廃止が進んでいることや通帳・金融機関の受領書等で納入状況を確認できることなどから、令和7年度より口座振替・振込入金の方の領収証書の発行を原則廃止とさせていただきます。

ただし、領収証書が必要な方は、個別に対応させていただきますので、お手数ですが総務課までご連絡ください。

※確定申告の際には、発行した賦課金通知書と納入した事実が確認できるよう、口座振替の場合は記帳した通帳、振込入金の場合には金融機関より発行された受領書等の保管をお願いします。

## お願い

電気料金の値上げや物価の高騰により、維持管理費が増加しております。

**長雨等で散水をしない場合は制御所の電源を落とすなど無効散水の防止に努め、節電にご協力下さい。**

日々の点検・管理が負担軽減に繋がりますので、ご協力をお願いします。

### ◆散水方法

- **電磁弁設置地区は自動散水が原則**ですが、ハウス栽培等については、ブロック長と協議をして下さい。
- バルブ散水地区では、バルブの開閉時に無理な力の入れすぎに注意して下さい。  
※ 圃場までの常時通水は、漏水発生時に表土流失等の原因になり、また、管理費の増嵩につながるので絶対にしないで下さい。

### ◆春先の一斉散水

- 制御器、電磁弁及びスプリンクラーの使い始めの時期（3～4月）に故障が集中するため、即時対応が出来ない場合があります。早めの散水試験と圃場内バルブ及びスプリンクラーの整備・点検をお願いします。

### ◆圃場バルブ

- **圃場内散水バルブより個人管理**になっています。  
**バルブ故障は個人負担**ですので、力の入れすぎには注意して下さい。  
圃場内バルブに限らず、**故意・過失による畑かん施設破損**については、**個人負担**になります。

### 藤木調整池紹介ムービー

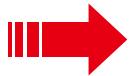


### ◆冬季の管理

- 電磁弁ボックス内に、発泡スチロール等を入れ、ビニールで覆って下さい。
- 給水栓は、不凍栓バルブを閉じて、上部のバルブを開けて下さい。  
不凍栓が無い場合は、防寒対策（布・ビニール等を巻くなど）をして下さい。
- **冬季の散水は、道路に飛散すると凍結しスリップ事故につながる恐れ**があるので、注意して下さい。  
※ **凍結による給水栓バルブ破損**の場合は、各ブロック負担になります。

▶漏水が発生したら、まず止水！止水処理の連絡は、各ブロック長へ！

発見者 → ブロック長 → 土地改良区



- ①発生場所（分水名・ブロック名・電磁弁番号）
- ②故障状況（漏水・水が出ない・機器故障等）
- ③通報者及び関係者の氏名・連絡先

※日頃から止水箇所を確認し、作動確認も定期的に行って下さい。

※**給水栓の不凍栓バルブの故障が多発しています。使用時は特に注意して下さい。**

# 農家負担軽減につながる維持管理協定（13箇所のうち 10箇所締結済）

組合員の維持管理費の負担軽減につながる取り組みとして、地元自治会や地元消防団等と維持管理協定を締結し、国営造成施設のファームポンド（調整池）内及び周辺の除草作業にご協力をいただいております。

このファームポンド（調整池）は、火災発生時に防火用水としての機能を発揮するとともに、多面的機能を有しております。今後も地域一体となって、施設管理体制の強化を図ってまいります。

## ◆維持管理協定を締結している10箇所の調整池

○右岸1分水調整池	山梨市消防団牧丘分団
○右岸2-2分水調整池	山梨市久保区・紺屋区・西区・藤ノ木団地自治会
○右岸2-3分水調整池	山梨市市川区
○左岸2分水調整池	甲州市塩山下萩原区
○左岸3-2分水調整池	甲州市勝沼町菱山第1区、笛吹畑かん菱山管理運営委員会
○左岸3-3分水調整池	笛吹市消防団御坂分団
○左岸5-1分水調整池	笛吹市境川町大黒坂区
○左岸5-2分水調整池	笛吹市境川町大窪区
○左岸6分水調整池	笛吹市境川町大黒坂区
○左岸7-1分水調整池	笛吹市境川町大窪区



（地元消防団 放水訓練）

## ◆地域貢献活動に参画している企業

○鉄建建設(株) 東京支店 ○愛知時計電機(株)

## 令和7年度 配水計画

(取水口等の位置) 第1条 取水口の位置は、山梨県山梨市三富川浦字天科の地先とする。

(取水量等) 第2条 最大取水量は、次の表のとおりとする。

区分	期間 4月1日から 6月30日まで	7月1日から 8月31日まで	9月1日から 10月31日まで	11月1日から 翌年の3月31日まで
最大取水量	2.26 m³/S	3.24 m³/S	2.41 m³/S	1.35 m³/S
年間総取水量		30,770 千m³		

(配水ブロック) 第3条 本地区の配水ブロックは下記に定めるとおりとする。

(配水方法) 第4条 各配水ブロックへの配水については、各圃場で以下の配水条件を標準とし、各ブロックの散水計画（散水回数・時間）に基づき、所要の水量を配水するものとする。また、配水量は標準的な水量であり、ダムの貯水量、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

### 右岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1～1-8	8	132	0.10 m³/s
2-1	2-1-1～2-1-7	7	114	0.09 m³/s
2-2	2-8～2-12	5	82	0.06 m³/s
2-3	2-13～2-18	4	109	0.09 m³/s
3	3-1～3-16	16	246	0.19 m³/s
4	4-1～4-9	9	108	0.08 m³/s
右岸幹線 計		49	791	0.61 m³/s

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
3-3	3-9～3-39	29	409	0.32 m³/s
4-1	4-1～4-53-1	26	320	0.25 m³/s
4-2	4-18～4-60-2	26	346	0.27 m³/s
5-1	5-1～5-32	31	394	0.31 m³/s
5-2	5-33～5-48-2	17	231	0.18 m³/s
6	6-1-A～6-31	32	419	0.33 m³/s
7-1	7-1～7-14-2	16	190	0.15 m³/s
7-2	7-15～7-31	12	183	0.14 m³/s
8-1	8-1～8-16	13	115	0.09 m³/s
8-2	8-13～8-15	3	45	0.03 m³/s
9	9-1～9-13	13	166	0.13 m³/s
左岸幹線 計		253	3,354	2.63 m³/s

右・左岸幹線 合計 302 4,145 3.24 m³/s

※ブロック数には欠番・枝番のため集計上の差異が発生します。

### （配水ブロックの代表者及び連絡先）

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別に定める。

（関係機関） 第6条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

# 笛吹川源流まつりに参加しました



令和6年8月18日（日）山梨市三富地内「道の駅みとみ」特設会場において「第19回笛吹川源流まつり」が開催され、土地改良区の役職員も参加しました。

土地改良区が果たす役割や重要性を多くの来場者に周知するため、組合員が育てたブドウの試食や笛吹川のロゴ入り風船の配布、また展示パネルで概要説明を行いました。夏休み中の子供たちは、フレッシュなブドウを頬張りながら、風船を片手に会場内を駆け巡るなど、当ブースは大いに盛り上がりました。

## 笛吹川名水育ち「ご安心果菜」リーフレット好評販売中

組合員の販売促進や収益アップにつなげるための取り組みとして、リーフレットを販売しております。組合員限定となっており、購入者のオリジナルコメントを入れることが可能となっております。リーフレットを活用し、笛吹の清流で育てた安心・安全な農産物をPRしてみませんか。



生産者名  
取扱農産物  
農園等のPR他

### ▼お申し込み方法▼

- ①直接電話お問い合わせ（総務課）
- ②申込用紙をダウンロード

規 格	B5判
価 格	1枚 11円 ※100枚単位でのご注文となります。
利 用 方 法	宅配、直売所（観光農園）他
注意事項	笛吹畑かん加入地で作られた農産物のみご使用下さい。

## 事務局長の就任あいさつ

このたび4月1日付で、若杉好彦氏の後任として、事務局長に就任いたしました古屋俊一でございます。

重要な立場を仰せつかることになり、身の引き締まる思いですが、与えられた責務を果たせるよう、日々精進してまいります。

今後とも、前任者同様のご指導ご支援を賜りますよう、お願ひ申し上げます。



新事務局長 古屋 俊一氏

## 笛吹川沿岸土地改良区職員募集(若干名)

- ◆業務内容 畑地かんがい用水施設の維持管理・事務業務等
- ◆受験資格 ①平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者  
②普通自動車免許を取得している者又は採用時までに取得見込みの者
- ◆選考方法 書類選考後、筆記試験・面接試験により合否を決定します。  
合格者は、令和8年4月1日採用となります。
- ◆応募方法 ホームページをご覧いただくな、または総務課までご連絡ください。
- ◆応募締切 令和7年7月31日（木）必着

